

株式会社みずほ銀行が実施する いちご株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社みずほ銀行がいちご株式会社を実施するポジティブ・インパクト・ファイナンスに対し、第三者意見書を提出しました。

<要約>

本第三者意見は、株式会社みずほ銀行がみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社（MHRT）による評価を踏まえていちご株式会社（いちご）に実施するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）（本ファイナンス）に対して、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定した「PIF 原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）への適合性、並びに環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースが纏めた「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)いちごに係る PIF 評価の合理性及び本ファイナンスのインパクト、並びに(2)みずほ銀行及び MHRT（総称して〈みずほ〉）の PIF 評価フレームワーク及び本ファイナンスの PIF 原則に対する準拠性等について確認を行った。

(1)いちごに係る PIF 評価の合理性及び本ファイナンスのインパクト

いちごは、現存不動産への新たな価値創造を行う『心築』事業、太陽光発電等のクリーンエネルギー事業、不動産のアセットマネジメント事業を行う「サステナブルインフラ企業」である。2019 年に中長期的な価値創造に向けたビジネスモデルを進化すべく、従来の 3 か年の中期経営計画に代えて、長期 VISION 「いちご 2030」（2022 年 2 月期～2030 年 2 月期）を策定した。同社では、「企業の存在価値は社会貢献である」との考えのもと、事業活動を通じて社会的責任を果たすことを最大の目標とし、「建物」から「人」を主役とした不動産をサステナブルインフラとして、多様化するニーズや社会課題に応えることを掲げている。

具体的には、中核事業である心築事業では、現存する建物を「壊す」から「活かす」取り組みにより、省資源かつ持続可能性の高い「100 年不動産」にチャレンジし、クリーンエネルギー事業では、太陽光発電に加え、風力発電、グリーンバイオマス発電等の新たな事業を推進し、アセットマネジメント事業では、上場投資法人を中心に安定収益を目指している。

本ファイナンスでは、いちごの事業活動全体に対する包括的分析が行われた。同社のサステナビリティ活動も踏まえ、インパクト領域につき特定のうえ 5 項目のインパクトが選定された。そして、各インパクトに対して KPI が設定された。これらのインパクトは、主として同社のサステナ

ビリティ方針に係るものであり、ポジティブ・インパクトの増大として心築事業に関する物件数、管理職の女性比率、産休後の女性社員復職率、ネガティブ・インパクトの抑制として GHG 排出量や水使用量の削減等がある。今後、これら 5 項目のインパクトに係る上記 KPI 等に対して、モニタリングが実施される予定である。

JCR は、本ファイナンスにおけるインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。また、本ファイナンスの KPI に基づくインパクトについて、PIF 原則に例示された評価基準に沿って確認した結果、多様性・有効性・効率性・追加性が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及びいちごのサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。さらに、本ファイナンスにおけるモニタリング方針について、本ファイナンスのインパクト特定及び KPI の内容に照らして適切であると評価している。従って JCR は、本ファイナンスにおいて、持続可能な開発目標 (SDGs) に係る三側面 (環境・社会・経済) を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析 (インパクトの特定・評価・モニタリング) が、十分に活用されていると評価している。

(2) 〈みずほ〉の PIF 評価フレームワーク及び本ファイナンスの PIF 原則に対する準拠性等

JCR は、〈みずほ〉の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況、並びにいちごに対する PIF 商品組成について確認した結果、PIF 原則における全ての要件に準拠していると評価している。また、本ファイナンスは「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であると評価している。

以上より、JCR は、本ファイナンスが PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していること、また「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合していることを確認した。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：株式会社みずほ銀行のいちご株式会社に対する
ポジティブ・インパクト・ファイナンス

2023年2月28日
株式会社 日本格付研究所

目次

<要約>	- 3 -
I. 第三者意見の位置づけと目的	- 5 -
II. 第三者意見の概要	- 5 -
III. いちごに係る PIF 評価等について	- 6 -
1. インパクト特定の適切性評価	- 6 -
1-1. いちごの事業概要	- 6 -
1-2. 包括的分析及びインパクト特定	- 10 -
1-3. JCR による評価	- 16 -
2. KPI の適切性評価及びインパクト評価	- 19 -
2-1. いちごのサステナビリティ経営体制の整備状況	- 19 -
2-2. KPI 及び目標設定	- 23 -
2-3. JCR による評価	- 32 -
3. モニタリング方針の適切性評価	- 35 -
4. モデル・フレームワークの活用状況評価	- 36 -
IV. PIF 原則に対する準拠性等について	- 37 -
1. PIF 第 1 原則 定義	- 37 -
2. PIF 第 2 原則 フレームワーク	- 38 -
3. PIF 第 3 原則 透明性	- 39 -
4. PIF 第 4 原則 評価	- 39 -
5. インパクトファイナンスの基本的考え方	- 40 -
V. 結論	- 40 -

<要約>

本第三者意見は、株式会社みずほ銀行がみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 (MHRT) による評価を踏まえていちご株式会社 (いちご) に実施するポジティブ・インパクト・ファイナンス (PIF) (本ファイナンス) に対して、国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP FI) が策定した「PIF 原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」(モデル・フレームワーク) への適合性、並びに環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォース (PIF TF) が纏めた「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所 (JCR) は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1)いちごに係る PIF 評価の合理性及び本ファイナンスのインパクト、並びに(2)みずほ銀行及び MHRT (総称して〈みずほ〉) の PIF 評価フレームワーク及び本ファイナンスの PIF 原則に対する準拠性等について確認を行った。

(1)いちごに係る PIF 評価の合理性及び本ファイナンスのインパクト

いちごは、現存不動産への新たな価値創造を行う『心築』事業、太陽光発電等のクリーンエネルギー事業、不動産のアセットマネジメント事業を行う「サステナブルインフラ企業」である。2019 年に中長期的な価値創造に向けたビジネスモデルを進化すべく、従来の 3 年の中長期経営計画に代えて、長期 VISION 「いちご 2030」(2022 年 2 月期～2030 年 2 月期)を策定した。同社では、「企業の存在価値は社会貢献である」との考えのもと、事業活動を通じて社会的責任を果たすことを最大の目標とし、「建物」から「人」を主役とした不動産をサステナブルインフラとして、多様化するニーズや社会課題に応えることを掲げている。

具体的には、中核事業である心築事業では、現存する建物を「壊す」から「活かす」取り組みにより、省資源かつ持続可能性の高い「100 年不動産」にチャレンジし、クリーンエネルギー事業では、太陽光発電に加え、風力発電、グリーンバイオマス発電等の新たな事業を推進し、アセットマネジメント事業では、上場投資法人を中心に安定収益を目指している。

本ファイナンスでは、いちごの事業活動全体に対する包括的分析が行われた。同社のサステナビリティ活動も踏まえ、インパクト領域につき特定のうえ 5 項目のインパクトが選定された。そして、各インパクトに対して KPI が設定された。これらのインパクトは、主として同社のサステナビリティ方針に係るものであり、ポジティブ・インパクトの増大として心築事業に関する物件数、管理職の女性比率、産休後の女性社員復職率、ネガティブ・インパクトの抑制として GHG 排出量や水使用量の削減等がある。今後、これら 5 項目のインパクトに係る上記 KPI 等に対して、モニタリングが実施される予定である。

JCR は、本ファイナンスにおけるインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。また、本ファイナンスの KPI に基づくインパクトについて、PIF 原則に例示された評価基準

に沿って確認した結果、多様性・有効性・効率性・追加性が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及びいちごのサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。さらに、本ファイナンスにおけるモニタリング方針について、本ファイナンスのインパクト特定及び KPI の内容に照らして適切であると評価している。従って JCR は、本ファイナンスにおいて、持続可能な開発目標 (SDGs) に係る三側面 (環境・社会・経済) を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析 (インパクトの特定・評価・モニタリング) が、十分に活用されていると評価している。

(2) 〈みずほ〉の PIF 評価フレームワーク及び本ファイナンスの PIF 原則に対する準拠性等
JCR は、〈みずほ〉の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況、並びにいちごに対する PIF 商品組成について確認した結果、PIF 原則における全ての要件に準拠していると評価している。また、本ファイナンスは「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であると評価している。

以上より、JCR は、本ファイナンスが PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していること、また「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合していることを確認した。

I. 第三者意見の位置づけと目的

JCR は、みずほ銀行が MHRT による評価を踏まえていちごに実施する PIF に対して、UNEP FI の策定した PIF 原則及びモデル・フレームワーク、並びに PIF TF の纏めた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に沿って第三者評価を行った。PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査、評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定、評価のうえ、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は 4 つの原則からなる。第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認でき、ネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

本第三者意見は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、いちごに係る PIF 評価の合理性及び本ファイナンスのインパクト、並びに〈みずほ〉の PIF 評価フレームワーク及び本ファイナンスの PIF 原則に対する準拠性等を確認し、本ファイナンスの PIF 原則及びモデル・フレームワークへの適合性、並びに「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合性について確認することを目的とする。

II. 第三者意見の概要

本第三者意見は、みずほ銀行がいちごとの間で 2023 年 2 月 28 日付にて契約を締結する、資金用途を限定しない PIF に対する意見表明であり、以下の項目で構成されている。

<いちごに係る PIF 評価等について>

1. インパクト特定の適切性評価
2. KPI の適切性評価及びインパクト評価
3. モニタリング方針の適切性評価
4. モデル・フレームワークの活用状況評価

<〈みずほ〉の PIF 評価フレームワーク等について>

1. 同社の組成する商品（PIF）が、UNEP FI の PIF 原則及び関連するガイドライン等に準拠、整合しているか（プロセス及び商品組成手法は適切か、またそれらは社内文書で定められているかを含む）
2. 同社が社内ですら定めた規程に従い、いちごに対する PIF を適切に組成できているか

III. いちごに係る PIF 評価等について

本項では、いちごに係る PIF 評価におけるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）の活用状況と、本ファイナンスのインパクト（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）について確認する。

1. インパクト特定の適切性評価

1-1. いちごの事業概要

(1) 沿革

いちごは、不動産の流動化、不動産ファンド運営会社として、その前身の株式会社ピーアイテクノロジー（2000年設立）が2001年の合併によりアセットマネジャーズ株式会社となった後、2002年に大阪証券取引所ナスダック市場に株式が上場され、2010年の持株会社化（いちごグループホールディングス株式会社）を経て、2016年に現在の商号となった。その間、いちごは、2007年に資産運用会社（現いちご投資顧問株式会社）を設立し、2011年にJ-REIT事業、不動産ソリューション事業（いちご地所株式会社）を立ち上げ、2012年からクリーンエネルギー事業（いちごECOエナジー株式会社）を推進している。2017年に同社の中核事業となる、現存不動産に新たな価値を創造する心築事業の成長に向けて、いちご土地心築株式会社を設立し、2019年から長期VISION「いちご2030」（サステナブルインフラのいちご）に取り組んでいる。

なお、2015年に上場市場が、東京証券取引所第一部に変更され、2022年の市場区分の見直しにより、同プライム市場に移行された。

(2) 企業理念・経営方針

いちごでは、企業理念を、「日本社会の一員として、国民の果たすべき役割として定め、商号の由来である「一期一会」の心得のもと、この実現を最大目標とする」として以下を掲げている。さらに、その実現のために、以下の行動指針を掲げている。

□ いちご企業理念（Mission Vision Values）

日本を世界一豊かに。

その未来へ心を尽くす一期一会の「いちご」

□ 私たちの行動指針

➤ プロフェッショナル

私たちは、どんな場面においても、お客様との永続的な信頼関係を築き、高品質なサービスを提供することに集中します。そのために、私たちは、誠実かつフェアな精神、高潔で謙虚な態度、高度かつ柔軟な専門知識を備えるための自己研鑽を惜しみません。

➤ ベンチャー・スピリット&ダイバーシティ

私たちは、創造性と多様性を大切にし、積極的な姿勢で、革新的な経営を目指します。

▶ チームワーク

私たちは、チームワークを通じ、お客様へ貢献します。経営幹部は、この行動指針を常に実践し範を示すとともに、最適なチームワークを形成します。

(出所) いちご株式会社ウェブサイトより抜粋

(3) 主な事業活動

同社グループは、2022年2月時点、同社及び関係会社52社からなり、事業は以下の3セグメントより構成されている。

□ アセットマネジメント

J-REIT、インフラ投資法人および私募不動産ファンドの運用業

投資主価値の最大化に向け、投資魅力が高い物件の発掘（ソーシング）、心築による価値向上、売却による利益実現を行う事業

□ 心築

私たちの信条「心で築く、心を築く」のもと、現存不動産に新しい価値を創造する事業

賃料収入を享受しつつ、いちごの不動産技術とノウハウを最大限活用することにより、不動産の価値向上を実現し、ストック収益及び売却によるフロー収益を創出する事業

□ クリーンエネルギー

わが国における不動産の新たな有効活用およびエネルギー自給率向上への貢献を目指し、地球に優しく安全性に優れた太陽光発電および風力発電を主軸とした事業

(出所) いちご株式会社「第22期有価証券報告書」より抜粋

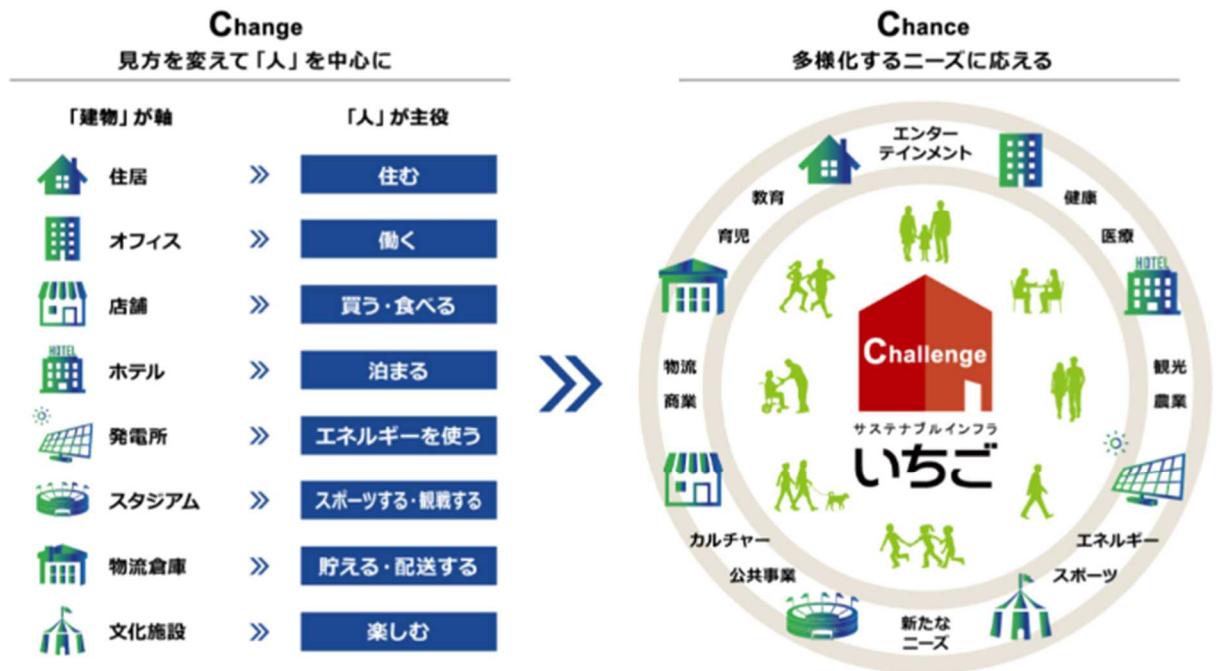
		アセット マネジメント	心築	グリーン エネルギー
いちご	いちご投資顧問	○	○	
	いちご地所	○	○	
	いちごECOエナジー			○
	いちごオーナーズ	○	○	
	いちご土地心築		○	
	いちご不動産サービス福岡		○	
	いちごマルシェ	○	○	
	御宮交シティ	○	○	
	御セントロ		○	
	ストレージプラス		○	
	いちごアニメーション		○	
	博多ホテルズ		○	
	いちごS		○	

※2022年12月1日付で、いちご地所株式会社は、いちご土地心築株式会社およびいちご不動産サービス福岡株式会社を吸収合併しております。

図 1 同社グループの主要な連結子会社の状況
(出所) いちご株式会社「第 23 期第三四半期有価証券報告書」より抜粋

同社は、2019 年に中長期的な価値創造に向けたビジネスモデルを進化すべく、従来の 3 か年の中期経営計画に代えて、長期 VISION 「いちご 2030」(2022 年 2 月期～2030 年 2 月期) を策定した。同社では、「企業の存在価値は社会貢献である」との考えのもと、事業活動を通じて社会的責任を果たすことを最大の目標とし、「建物」から「人」を主役とした不動産をサステナブルインフラとして、多様化するニーズや社会課題に応えることを掲げている。

具体的には、中核事業である心築事業では、現存する建物を「壊す」から「活かす」取り組みにより、省資源かつ持続可能性の高い「100 年不動産」にチャレンジし、クリーンエネルギー事業では、太陽光発電に加え、風力発電、グリーンバイオマス発電等の新たな事業を推進し、アセットマネジメント事業では、上場投資法人を中心に安定収益を目指す予定である。こうした取り組みにより、ROE (自己資本利益率) 期間平均 15% 以上を目標としている。



(4) 売上等概況

セグメント別売上高の構成比において、心築が 86.4%、クリーンエネルギーが 9.4%、アセットマネジメントが 4.2%を占める。

また、地域別では、日本での売上高が 90%を超えるため、公表が差し控えられている。

表-1 セグメント別売上高 (2022 年 2 月期)

セグメント別	売上高 (百万円)
アセットマネジメント	2,369
心築	49,202
クリーンエネルギー	5,362
合計	56,934

(出所) いちご株式会社「第 22 期有価証券報告書」より作成

(5) 市場シェア

不動産投資を主な業務とする主要上場会社の売上高において、同社グループは業界第 4 位と推定される。

1-2. 包括的分析及びインパクト特定

本ファイナンスでは、いちごの事業活動全体に対する包括的分析が行われ、同社のサステナビリティ活動も踏まえてインパクト領域が特定された。

(1) 業種別インパクトの状況

本ファイナンスでは、いちごの事業について、国際標準産業分類（ISIC：International Standard Industrial Classification of All Economic Activities）における4つの産業分類¹「基金管理運営業」、「自己所有物件または賃貸物件による不動産業」、「料金制または契約制による不動産業」、「陸上太陽光発電・送電・配電業」に紐づけて整理された。その前提のもと、UNEP FIのインパクト分析ツールを用いて、ポジティブ・インパクト及びネガティブ・インパクトが下表のとおり分析された。

表-2 業種別ポジティブインパクト・ネガティブインパクト

		同社事業	
		ポジティブ	ネガティブ
入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水		
	食糧		
	住居	●	●
	健康・衛生	●	●
	教育		
	雇用	●	●
	エネルギー	●	
	移動手段		
	情報		
	文化・伝統	●	●
	人格と人の安全保障		
	正義		
	強固な制度・平和・安全		●
	質（物理的・化学的特性）と有効利用	水	
大気		●	
土壌			●
生物多様性と生態系サービス			●
資源効率・安全性			●
気候		●	●
廃棄物			●
人と社会のための経済的価値創造	包括的で健全な経済	●	
	経済収束	●	
その他			

¹ 4つの国際産業分類は、以下のとおりである。「基金管理運営業」、「自己所有物件または賃貸物件による不動産業」、「料金制または契約制による不動産業」、「陸上太陽光発電・送電・配電業」

(2) 国・地域別インパクトの状況

本ファイナンスでは、国・地域別インパクトについて、いちごの連結売上高で大きな割合を占める国内を対象として分析が行われた。なお、UNEP FI のインパクト分析ツールで示されたインパクト領域ごとの国・地域別のニーズをベースとして、ニーズのレベルが高いと判断されたインパクト領域には重みづけがなされている。具体的には、日本では「住居」、「雇用」、「エネルギー」、「情報」、「文化・伝統」、「移動手段」、「水（質）」、「生物多様性と生態系サービス」、「資源効率・安全性」、「気候」、「廃棄物」、「包括的で健全な経済」のニーズが高く設定されている。

(3) インパクト・レーダーチャート

ここまでの分析を踏まえ、本ファイナンスで業種及び国・地域の観点から推定されたいちごの事業に係るインパクト領域は、下図のとおりである。

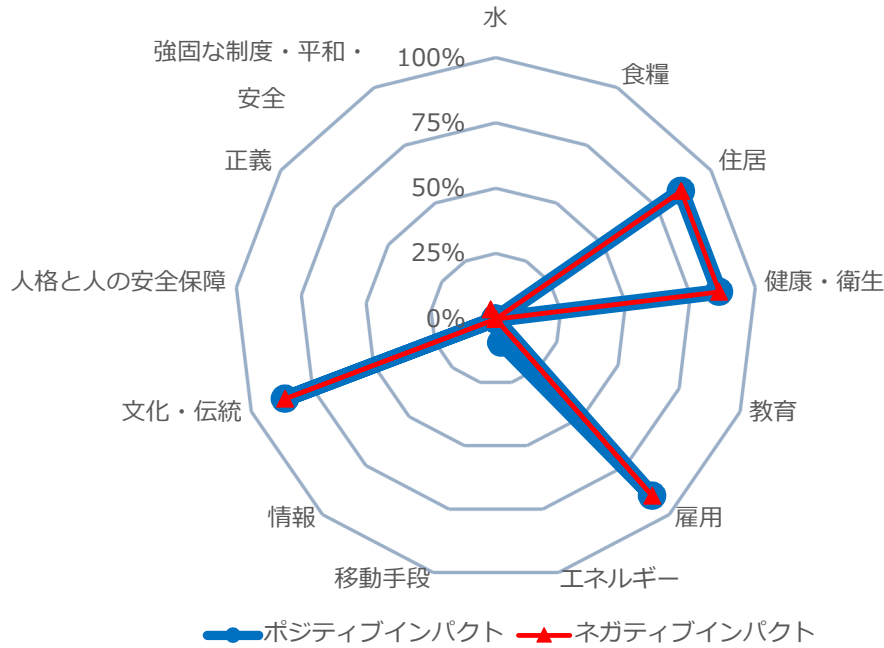


図-3 入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質についてのインパクトレーダーチャート

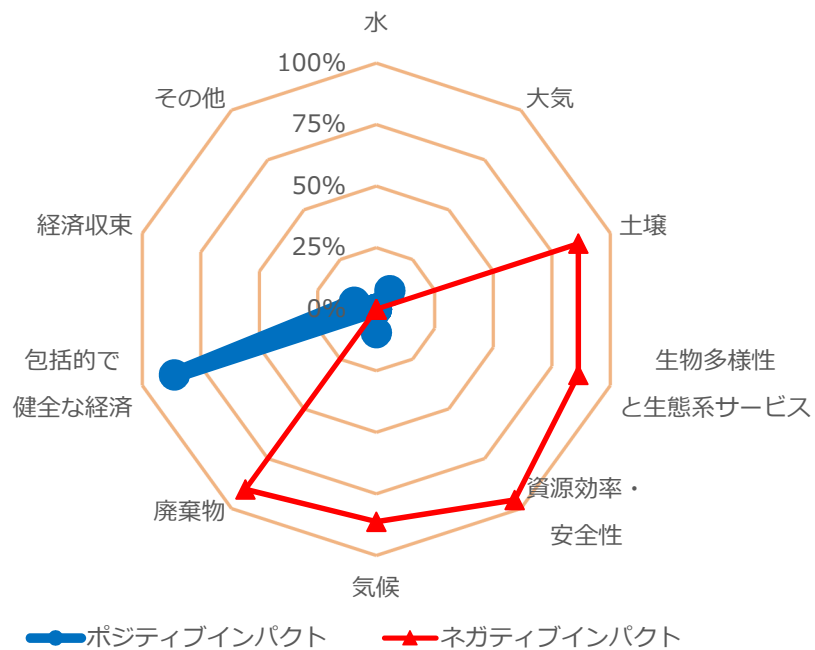


図-4 質（物理的・化学的特性）と有効利用及び人と社会のための経済的価値創造についてのインパクトレーダーチャート

(4) サプライチェーンの全体構造

同社グループの売上高の 86.4%を占める「心築事業」は、物件取得後、不動産価値を向上させるための施策を実施し、価値向上を図った不動産を運用する事業モデルである。

具体的なプロセスは下記のとおりである。

- ① 建物を入手すると、その立地での最適用途、区画、業種業態を再定義し、同社の持つソフト、街のポテンシャルを建物やテナント様と結びつけ、高収益化する
- ② 同時に、建物の劣化を診断し、設備機器の状況とともにカルテ化し、環境負荷低減の観点から評価する
- ③ 長寿命化が完了した建物は運用する J-REIT にて積み上げ、長期資金の投資対象とする

このように同社の事業モデルでは、既存の取得した不動産に改修工事等を踏まえ、価値向上施策を実施するため、一般的な不動産開発と比較してネガティブインパクト（紛争鉱物の取り扱い、環境負荷、廃棄物等）は低い。また、建築資材の原産地も一部海外を含むものの、基本的には国内で生産されたものを利用する。

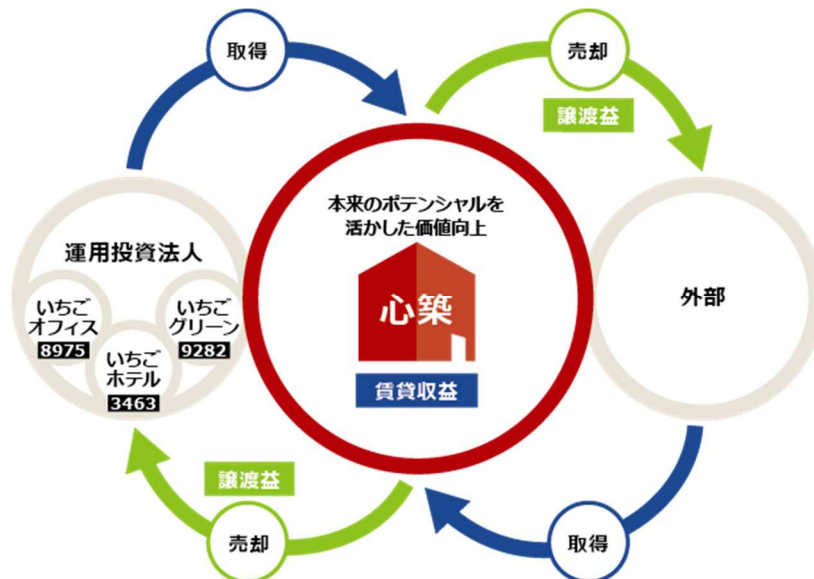


図-5 「心築事業」におけるサプライチェーン
(出所) いちご株式会社ウェブサイトより抜粋

他方で、同社はクリーンエネルギー事業を展開しており、太陽光発電事業や風力発電事業に注力している。本事業セグメントでは太陽光パネルが重要な原材料となるが、製造工程での各種の環境負荷がインパクトとして懸念される。太陽光パネルについては、中国からの調達時に人権侵害等のリスクが発生していないかが懸念になり得るが、同社グループでは製造工場までの特定をしており、疑義が生じる場合には、工場実査等を通じて都度確認、対処していることをヒアリングで確認している。

(5) サステナビリティ方針

同社グループは「サステナブルインフラ企業」として、同社グループの経営計画に当たる長期 VISION「いちご 2030」を掲げ、心築事業、クリーンエネルギー事業、アセットマネジメント事業を通じて、サステナブルな社会を実現することを目指している。同社は「いちごサステナビリティ方針」を掲げており、同方針に基づいたサステナビリティ活動を展開している。同方針で掲げられている内容は下図にて示すとおりである。加えて、同社は 2021 年 9 月に国連グローバルコンパクトに署名しており、「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の 4 分野 10 原則の実現に取り組んでいる。

1. 環境との調和

事業が地球環境に与える影響を的確に把握し、環境への負荷を最小限とするよう積極的に取り組みます。

2. 省エネルギー、低炭素化と資源循環

事業の遂行にあたっては、エネルギー使用量の削減、施設等の長寿命化、節水、廃棄物の削減・リサイクル等に努めます。また、グリーン調達を推進し、低炭素社会と資源循環型社会の実現を目指します。

3. 法令適応と環境管理体制の整備

環境に関わる法規制や、自ら受け入れを決めたその他の環境に関わる要求事項を順守し、環境保全に努めます。また、法規制等の動向を常に注視し、その変化に適応いたします。

4. 教育・啓発活動

当方針を全役職員に周知し、意識の向上を図るとともに、サステナビリティに関する教育・啓発活動を推進いたします。

5. サステナビリティ活動の開示等

本方針やサステナビリティに関する活動の情報開示に努め、広く社会とのコミュニケーションを図ります。また、サステナビリティに関する認証等の取得に継続的に取り組みます。



図-6 同社グループが掲げる「いちごサステナビリティ方針」

(出所) いちご株式会社「サステナビリティレポート」(2022年3月発行)より抜粋

同社は、「企業の存在意義は社会貢献である」と認識しており、環境課題に対しても社会貢献の一環として事業活動を通じた積極的な取り組みを推進している。この中の取り組みとして、RE100に基づく 2025 年再生可能エネルギーへの 100%切り替え等の目標を設定している。株主通信においても「サステナブル経営」の実現を重要な経営課題と位置づけており、同社のサステナビリティ経営に対する認識を確認出来る。

(6) サステナビリティに係る重要課題と KPI の設定状況

同社グループは、マテリアリティについて、サステナビリティ方針で掲げられている 5 つの方針に基づいた検討を進めている段階である。今後の検討が速やかに推進されることを期待する。

なお、環境分野では RE100 に加盟する中で「2025 年までに事業活動で消費する電力



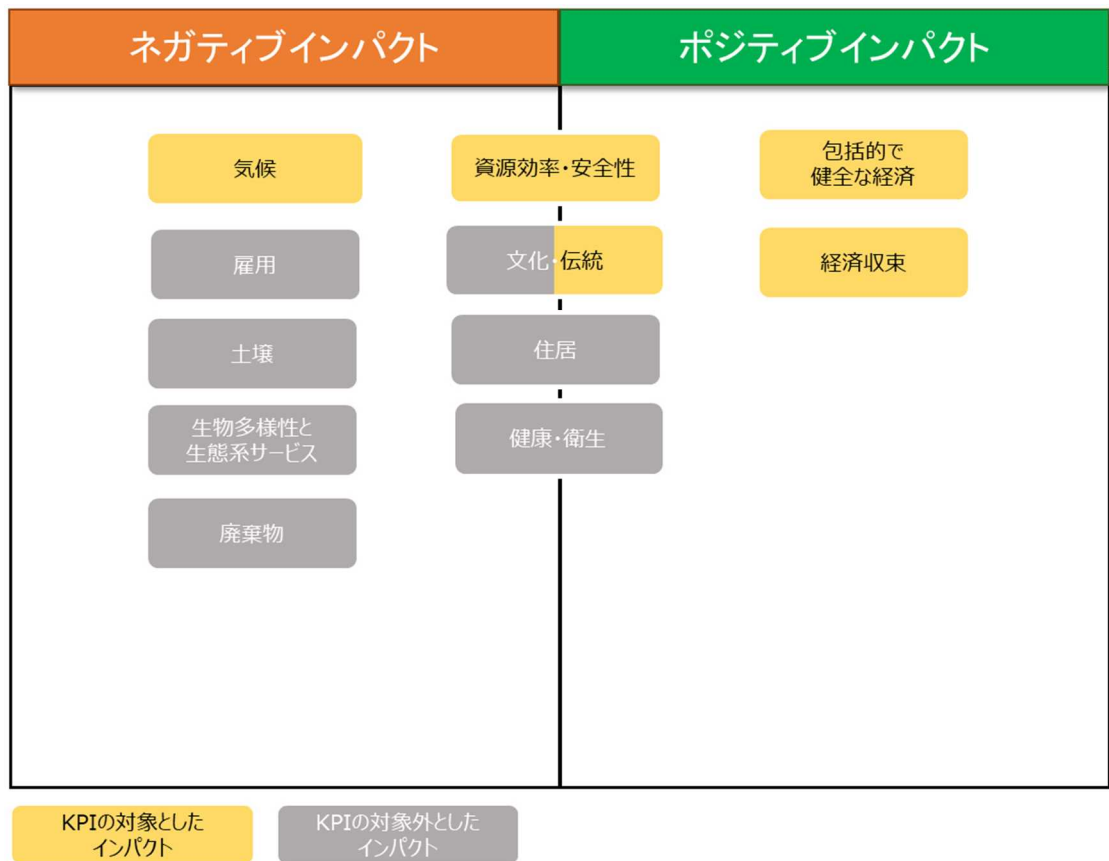
を 100%再生可能エネルギーにする」 として目標を掲げている。

(7) インパクト特定

ここまでの分析等を踏まえ、本ファイナンスで特定されたインパクト領域は下図のとおりである。図3、4で示されたインパクト領域を基に、ポジティブ面の「経済収束」を加えた11種のインパクトを対象としている。

「経済収束」は、同社事業の本業からもたらされるインパクトの評価の中で実施したものである。同社中核事業の心築事業を通じて、不動産の長寿命化に取り組むことで取得した不動産の経済的資産価値の向上に資すること、また経済的価値の向上に伴い地方の観光や雇用需要を押し上げ、都市や地方間の経済格差や雇用格差是正に寄与することから設定している。

インパクト11種のうち5種「包括的な健全な経済」「経済収束」「資源効率・安全性」「文化・伝統」「気候」については、評価に基づくKPIを設定した。それ以外のインパクト6種については、KPI設定外とした。



注) 各インパクトの記載順は、インパクトの重要性や大きさなどを表すものではありません。

図-7 本件における重点領域

1-3. JCRによる評価

JCRは、本ファイナンスにおけるインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って以下のとおり確認した結果、適切な分析がなされていると評

価している。

モデル・フレームワークの確認項目	JCRによる確認結果
<p>事業会社のセクターや事業活動類型を踏まえ、操業地域・国において関連のある主要な持続可能性の課題、また事業活動がこれらの課題に貢献するかどうかを含めて、事業環境を考慮する。</p>	<p>操業エリア・業種・サプライチェーンの観点から、いちごの事業活動全体に対する包括的分析が行われ、インパクト領域が特定されている。</p>
<p>関連する市場慣行や基準（例えば国連グローバル・コンパクト10原則等）、また事業会社がこれらを遵守しているかどうかを考慮する。</p>	<p>いちごは、国連グローバル・コンパクトへの署名やTCFD提言への賛同表明を行い、それぞれ対応を進めていることが確認されている。</p>
<p>CSR報告書や統合報告書、その他の公開情報で公に表明された、ポジティブ・インパクトの発現やネガティブ・インパクトの抑制に向けた事業会社の戦略的意図やコミットメントを考慮する。</p>	<p>いちごの公表している「いちご2030」等を踏まえ、インパクト領域が特定されている。</p>
<p>グリーンボンド原則等の国際的イニシアティブや国レベルでのタクソノミを使用し、ポジティブ・インパクトの発現するセクター、事業活動、地理的位置（例えば低中所得国）、経済主体の類型（例えば中小企業）を演繹的に特定する。</p>	<p>UNEP FIのインパクト分析ツール、グリーンボンド原則・ソーシャルボンド原則のプロジェクト分類等の活用により、インパクト領域が特定されている。</p>
<p>PIF商品組成者に除外リストがあれば考慮する。</p>	<p>いちごは、〈みずほ〉の定める融資方針等に基づく不適格企業に該当しないことが確認されている。</p>
<p>持続可能な方法で管理しなければ、重大なネガティブ・インパクトを引き起こし得る事業活動について、事業会社の関与を考慮する。</p>	<p>いちごの事業に係る重要なネガティブ・インパクトとして、温暖化ガス排出や水使用等が特定されている。これらは、同社の「サステナビリティ方針」で抑制すべき対象と認識されている。</p>
<p>事業会社の事業活動に関連する潜在的なネガティブ・インパクトや、公表されている意図と実際の行動（例えばサプライチェーンの利害関係者に対してや従業員の中での行動）の明らかな矛盾を特定するため、考</p>	<p>〈みずほ〉は、原則としていちごの公開情報を基にインパクト領域を特定しているが、重要な項目に関しては、その裏付けとなる内部資料等の確認及びヒアリングの実施により、手続きを補完している。なお、</p>

<p>え得る論点に関する利用可能な情報を検証する。</p>	<p>JCRはいちごに対するヒアリングへの同席等により、開示内容と実際の活動内容に一貫性があることを確認している。</p>
-------------------------------	---

2. KPIの適切性評価及びインパクト評価

2-1. いちごのサステナビリティ経営体制の整備状況

(1) サステナビリティ方針・中長期 VISION、経営計画との統合の進展度

本ファイナンスでは、「1-2.(5)サステナビリティ方針」を踏まえ、同社が掲げる長期VISION「いちご2030」内ではRE100に基づく目標への言及が確認出来ず、同社のサステナビリティ戦略が具体的な経営計画に（環境・社会面の定量的指標の策定とそのモニタリングを伴う）まで落とし込まれていると明確に判定し難い。上記に基づき、同社グループのサステナビリティについての経営計画への統合レベルは「Level H」には満たないと判断し、「Level-M2」と評価する。

表-3 サステナビリティについての経営計画への統合レベル

レベル	概要
Level-H	経営計画にサステナビリティについての記述があり、定量的指標の設定やモニタリング等の報告がなされている。
Level-M2	経営計画にサステナビリティについての明確な記載はないものの、サステナビリティに連動する記述が見受けられるもの。
Level-M1	経営計画にサステナビリティについての記載はないものの、サステナビリティに関する方針、VISION等対外的に公表可能な記述があるもの。
Level-L	経営計画にサステナビリティに関する記述がなく、サステナビリティに関する方針、VISION等対外的に公表可能な記述がないもの。

(2) サステナビリティ開示体制、透明性

いちごグループは、サステナビリティレポートやウェブサイトを通じて環境社会面における開示を行っている。現段階では、同社グループのマテリアリティや目標の設定を含む同社のサステナビリティ戦略についてのまとまった開示はなされていない。ヒアリングによれば、同社のマテリアリティ特定に当たっては、現在サステナビリティ方針に基づいて検討が進められており、今後マテリアリティの特定作業を実施していく予定とのことである。

環境面については、同社のサステナビリティレポートにて、クリーンエネルギー事業における太陽光発電所の稼働事例、総CO2削減量、環境認証取得物件数等のデータが公表されている。加えて同社は気候変動対策としてRE100に加盟し、2022年CDP気候変動評価でリーダーシップレベルの「A-」、水評価で「A-」を取得し、その評価書を開示している。気候変動については、同評価書内では、2025年に向けた具体的な削減の数値目標が公表されている。

社会面については、同社のサステナビリティレポートにて、自社の人財育成として実施している健康経営や人財教育制度、安全衛生に関する取り組みを公表している。加えて、事業を通じた人権に関する取り組み状況も開示しており、例えば同社グループで保有・管理している「宮交シティ」における障がい者支援事業のために場所を提供する

事例が開示されている。

上記に基づき、定量的目標開示、実績開示に取り組んでいる点を鑑みて、「Level H2」と評価する。

表 - 4 サステナビリティについての開示情報のレベル

レベル	概要	目標開示		実績開示
		定量	定性	
Level-H2	サステナビリティについての定量的目標開示、実績開示がなされているもの	あり	あり	あり
		あり	なし	あり
Level-H1	サステナビリティについての定性的目標開示、実績開示がなされているもの	なし	あり	あり
Level-M2	サステナビリティについての目標開示はなされていないものの、実績開示がなされているもの	なし	なし	あり
	サステナビリティについての定量的目標開示がなされているものの、実績開示がなされていないもの	あり	あり	なし
Level-M1	サステナビリティについての定性的目標開示がなされているものの、実績開示がなされていないもの	なし	あり	なし
Level-L	サステナビリティについての目標開示、実績開示がなされていないもの	なし	なし	なし

(3) サステナビリティ体制の強度

いちごにおけるサステナビリティについての専門組織として、サステナビリティ会議が該当する。同会議は Re ジェネレーション推進部が主管事務局となる。同部署は 2021 年 9 月に代表執行役社長直轄で設定されており、執行役副社長兼 COO の補佐をうけ、取締役会の監督のもとに同社グループでの環境課題への取り組みを推進するための横断的役割を担う。同会議は、いちごの主要会社ごとに年に 4 回開催しており、気候関連のリスクと機会の特定および評価、エネルギー使用量やその他水や廃棄物等の排出状況のモニタリング、方針や目標の設定及び具体的施策について各部署の知見を持ち寄りの検討している。その活動状況は、内部統制システム構築基本方針で定める気候変動対策取組体制に則り、執行役副社長兼 COO、Re ジェネレーション推進を通じて、代表取締役社長が監督機関である取締役会へ報告する体制になっている。

実際設定した具体的施策等の事項については、経営会議を通じて各部門に伝達、還元がなされる。従って、経営との連携体制が整備され、意思決定可能な会議体に対して定期報告がなされ、必要に応じて改善の指導が可能な体制を有している。

また今後のマテリアリティ等の特定に際しては、必要に応じてコーポレートデザイン部や人財本部、財務本部の各部署からの出席者を招集し、議論を進めていく予定とのことである。

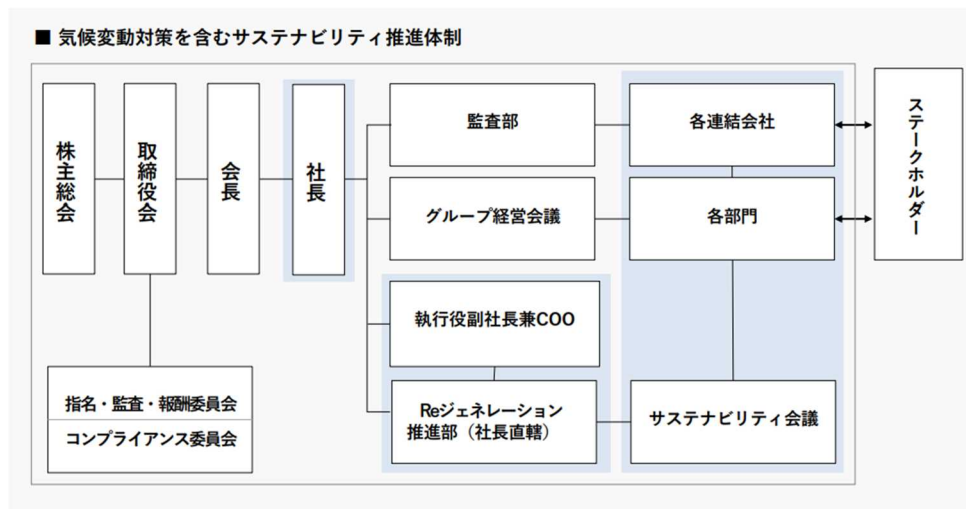


図-8 同社グループのサステナビリティ推進体制

(出所) いちご株式会社「TCFD 提言に基づく情報開示」(2022 年 11 月 25 日公表) より抜粋

上記に従って、同社のサステナビリティに関連する専門組織の体制については、環境に関する事項を取り扱う部署が事務局となり、サステナビリティ会議にて主に環境面の議論を実施していることから、「Level M」と評価する。

また、取締役会等の経営レベルの意思決定が可能な会議体に対して定期報告がなされ、必要に応じて改善の指導が可能な体制が整備されていることから、経営報告体制について「L-H」と評価されている。

表-5 サステナビリティ体制の強度についてのチェックリスト

チェック項目	概説
(1)サステナビリティについての専門組織について	L-H：サステナビリティ専門部署を有している L-M：環境・CSRに関する部署が対応 L-L：専門組織なし、総務系、IR系部署等における兼務
(2)経営報告の体制について	L-H：取締役会等経営レベルの意思決定が可能な会議体に対して定期報告がなされ、必要に応じて改善の指導が可能な体制 L-M：何らかの会議体に対して定期報告がなされる体制 L-L：経営報告の体制を持っていない

2-2. KPI 及び目標設定

本ファイナンスでは、上記のインパクト特定及びいちごのサステナビリティ活動を踏まえて 5 項目のインパクトが選定され、それぞれに KPI 及び目標が設定された。

(1) 気候(ネガティブ)

① KPI 設定の考え方

いちごが取り組んでいる不動産事業、また不動産事業から発展したクリーンエネルギー事業は、人々の暮らしに密接にかかわっており、人々の生活を支える社会インフラ及び生活インフラである。

同社は、人類、社会そして地球の一員として、サステナブル経営の実現を重要な経営課題としており、環境負荷の低減と環境貢献活動に積極的に取り組んでいる。従って、省エネルギー及び低炭素化に資する取り組みを評価することを目的に、KPI として「GHG 排出量の 2019 年比削減率」を設定した。

② KPI

過年度における KPI の状況は以下のとおりである。

表-6 過年度における KPI 状況

KPI [ネガティブ] (気候)	2020 年 2 月期	2021 年 2 月期	2022 年 2 月期
GHG 排出量の 2019 年比削減率 (Scope 1、2)	基準年のため無し (排出量： 75,807.98 トン)	21.6%削減 (排出量： 59,444.93 トン)	27.7%削減 (排出量： 54,802.86 トン)
GHG 排出量の 2019 年比削減率 (Scope 3)	基準年のため無し (排出量： 190,186.14 トン)	34.5%削減 (排出量： 124,384.43 トン)	61.9%削減 (排出量： 72,408.65 トン)

(出所) 同社ヒアリングより作成

(注1) 2019 年=2020 年 2 月期が基準年となるため、同年の削減率は記載なし

(注2) 対象範囲は、同社が経営支配力を持ち、かつ実質的にエネルギー管理に関する決定権限を有する事業会社及び特別目的会社 (SPC)

(注3) 上記数値は全てマーケット基準による排出量

(注4) なお、Scope 3 はカテゴリ 1、2、3、4、5、6、7、11、12、13 の集計値。Scope3 の CO2 排出量は各年度の物件の売却数により大幅な変動あり。

気候変動への対応については、同社のサステナビリティ方針内で、省エネルギー、低炭素化と資源循環の取り組みに対して積極的に取り組みを推進する方針が明示されている。

特に再生可能エネルギーに関しては、2021 年に RE100 に加盟し、「2025 年までに同社グループの事業で使用する電力を 100%再生可能エネルギーとし脱炭素社会へ貢献」す

るとした目標を掲げている。使用電力を再エネ由来の電気へ切替ることに取り組み、2023年2月期第三四半期時点で60%の達成状況である。

再生可能エネルギーの創出の観点では、同社グループの一つであるいちご ECO エナジーを中心に、遊休地を有効活用した太陽光発電、風力発電等のクリーンエネルギー事業を展開している。具体的には、関東最大級の太陽光発電所である「いちご昭和村生越 ECO 発電所」や岡山県に「いちご笠岡拓海町 ECO 発電所」を建設し、地域と協業しながら運営している。

③ 目標

本ファイナンスにおける目標は、SBT (Science Based Targets 科学的根拠に基づく目標) に準じた温室効果ガス (GHG) 排出量削減目標であり、2030年までに GHG 排出量の Scope1、2 を2019年比50%削減し、さらに、Scope3 では2019年比30%削減する目標を立てている。2050年にクライメートポジティブの達成を目指し Scope1、2 の GHG 排出量の100%削減を目指している。

Scope3 について、CDP 報告書では、表-8 算定対象となる Scope3 カテゴリーに挙げた10個のカテゴリーを算定対象として報告している。このうち排出量が多いカテゴリー3,11,12を中心に削減していく方針である。

なお、2023年2月以降に SBTi (Science Based Targets イニシアティブ) への審査を予定しており、より詳細な Scope3 の削減方針については具体的な計画が今後策定・公表されていくものと期待される。

表-7 目標・方針

KPI [ネガティブ] (気候)	目標年：2030年
GHG 排出量の2019年比削減率 (Scope 1、2)	50%削減
GHG 排出量の2019年比削減率 (Scope 3)	30%削減

(注1) 対象範囲は、同社が経営支配力を持ち、かつ実質的にエネルギー管理に関する決定権限を有する事業会社及び特別目的会社 (SPC)

(注2) Scope 3 はカテゴリー1、2、3、4、5、6、7、11、12、13を対象。

表-8 算定対象となる Scope3 カテゴリー

カテゴリー1	購入した商品・サービス
カテゴリー2	資本財
カテゴリー3	燃料およびエネルギー関連活動 (スコープ1・2に含まれない)
カテゴリー4	上流の物流

カテゴリー5	操業で発生した廃棄物
カテゴリー6	出張
カテゴリー7	従業員の通勤
カテゴリー11	販売製品の使用
カテゴリー12	販売製品の廃棄
カテゴリー13	下流の物流

(出所) CDP 気候変動質問書 2022 への同社回答案より作成

(2) 資源効率・安全性 (ネガティブ)

① KPI 設定の考え方

世界全体では、気候変動や経済発展等に伴う水の供給不足が懸念されており、限りある資源を有効に活用することが求められている。水は、同社の事業で所有・運用する施設に欠かせない資源である。同社グループでは、水消費量を含むエネルギー消費の実績の把握と対応協議及び必要な対策を実施し、保有・運営する不動産における消費量の削減に向けて取り組んでいる。

同社の不動産事業においては、展開しているオフィスビル・商業施設・ホテル・クリーンエネルギー創出による遊休地において水の利用は必ず発生する。従って、テナントへの関与を通じた同社グループが保有・運営している施設内での取水・排水の削減に向けた取り組みを評価することを目的に、KPI として「取水量原単位」を設定した。なお、原単位の算出方式は、「総取水量 / 延床面積」である。

② KPI

過年度における KPI の状況は以下のとおりである。

表-9 過年度における KPI 状況

KPI [ネガティブ] (資源効率・安全性)	2021年2月期	2022年2月期
取水量原単位	0.92ML/千㎡	1.00ML/千㎡
参考データ		
総取水量 (ML)	865.47	979.44
延床面積 (千㎡)	945.82	978.12

(出所) 同社 CDP 水セキュリティ質問書 2022 及び同社提供情報より作成

(注 1) 対象範囲は、同社が経営支配力を持ち、かつ実質的にエネルギー管理に関する決定権限を有する事業会社及び特別目的会社 (SPC)

(注 2) 取水量原単位 = 総取水量 / 延床面積

取水量原単位は、2021年2月期にコロナ渦によるリモート勤務の拡大によるテナントの社員の出勤率の低下、ホテル等の稼働率が大幅低下等から低くおさえられたもの

の、2022年2月期には出社率も増加し、稼働率も復調したことから、通常水準まで回帰し、取水量原単位も前年から大幅に増加した。今後は同社グループにおける取得物件数を拡大していく中で、再生水の利用、節水活動を通じて総取水量の更なる低減を目指すことで同社グループへの水依存度を緩和することが期待される。なお、同社の取水の大半は上水であり、中水道・雨水利用は全体の取水量の3.3%と小さい比率であり、同社の取水量低減に向けては水道水の節水活動が主軸となると想定される。

③ 目標

本ファイナンスにおける目標は、以下の通りである。

表-10 目標・方針

KPI [ネガティブ] (資源効率・安全性)	目標年 : 毎年
取水量原単位	前年度以下に削減 (ポートフォリオ全体及び個別物件)

(注) 対象範囲は、同社が経営支配力を持ち、かつ実質的にエネルギー管理に関する決定権限を有する事業会社及び特別目的会社 (SPC)

上述の通り、水消費量原単位の削減に向けた具体的な施策として、節水調査の実施、衛生器具への節水装置の取り付け、節水型の衛生器具への更新、自動水栓化の推進、テナント及び利用者への節水啓発活動、中水利用等の活動を実施し、取水量及び排水量の減少に取り組んでいる。加えて、同社グループ内各社は、関連のリスク評価を実施し、短期から長期の水関連リスクを含む各社固有のリスクを識別して取りまとめ、リスク管理シートに基づいた定期的な評価及びモニタリングを実施している。その際、直接操業の視点だけでなく、上流から下流に渡るバリューチェーンの視点から分析を実施している。

今後は売上の数字が増加していく中で、再生水の利用、上述の節水器具の導入等の節水活動を通じて、目標達成のための取り組みが期待される。

(3) 資源効率・安全性、文化・伝統、経済収束 (ポジティブ)

① KPI 設定の考え方

同社グループの「心築事業」では、取得した既存ストックを最も有効使用し、遵法性の治癒や耐震補強、稼働改善を通じて、当該不動産の高付加価値化・長寿命化を目指すことを主だった事業サイクルとしている。本サイクルを通じた不動産の長寿命化により省エネルギー化や省資源化を図ることで、中長期的な環境負荷低減を期待することが可能である。また、投入資源の省資源化・効率化の観点のみならず、地方では地域の課題解決策としても機能するような高付加価値化を図る事例も確認出来る。

従って、同社事業を通じて社会に与えられるポジティブな影響について、経済・社会・文化的な価値向上を実転する具体的な事例を各々評価することを目的に、KPI として「経済・社会・文化的価値向上、長寿命化に資する取組の実施」を設定した。

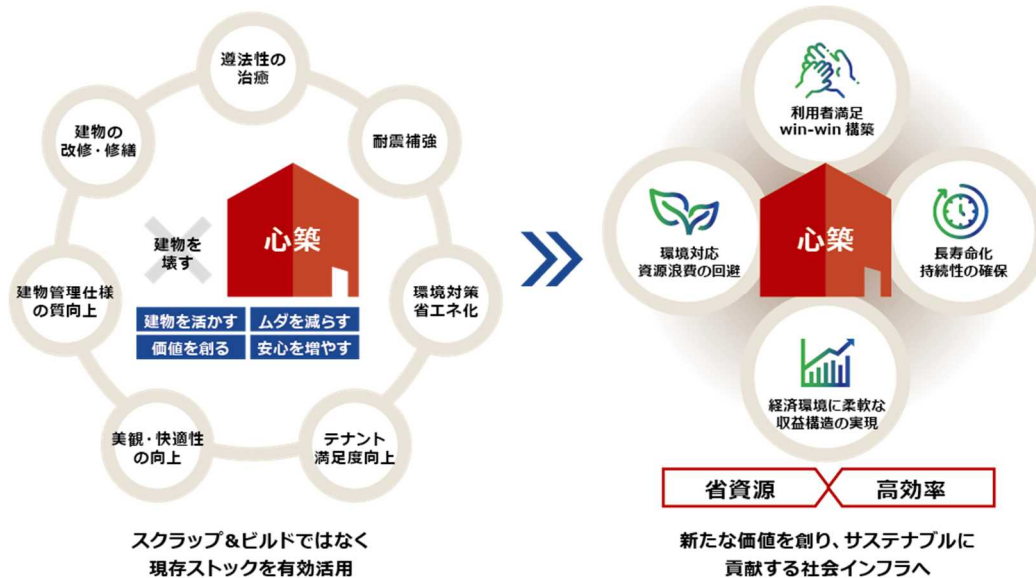


図-9 同社グループ「心築事業」の特徴

② KPI

過年度における KPI の状況は以下のとおりである。

表-11 過年度における KPI 状況

KPI [ポジティブ] (資源効率・安全性、文化・伝統、経済収束)	2019年 2月期	2020年 2月期	2021年 2月期	2022年 2月期
心築事業に該当する物件数	34件	36件	22件	21件
心築事業に該当する事例	<ul style="list-style-type: none"> THE KNOT SAPPORO, THE KNOT HIROSHIMA の展開 (2021年2月期) 旧井波美術館の取得 (2022年2月期) 「HOTEL THE KNOT YOKOHAMA」の改装 (2022年2月期) 「いちご よこすかポートマーケット」のリニューアルオープン (2022年2月期) 			
参考情報				
CAPEX 投資額 (注)	約 54 億円	約 23 億円	約 24 億円	約 10 億円
CAPEX 投資先事例	THE KNOT TOKYO Shinjuku (約 40 億円)	宮交シティ (約 6 億円)	5 th ホテル WEST (約 11 億円)	トレードピアお台場 (約 3 億円)

(出所) 同社ヒアリングより作成

(注) CAPEX=capital expenditure「資本的支出」、不動産の価値、耐久年数を延ばすための大規

模修繕費

経済・社会・文化的な価値向上の具体的な事例には、2019年に取得した「THE KNOT TOKYO Shinjuku」が該当する。本物件は、1979年に開業された新宿ニューシティホテルを「ライフスタイルホテル」というコンセプトのもとに全面改装し、2018年8月より営業を開始した。本物件はホテルの宿泊客のみに閉じた空間としてではなく、地元の西新宿に居住する住民も気軽に立ち寄り、ホテルでの食事やくつろぐことができる空間として、地域との関わりも意識して設計されており、地域コミュニティの構築にも寄与することが期待できる。なお、2022年2月期の事例としては、旧井波美術館の取得、「HOTEL THE KNOT YOKOHAMA」の改装、「横須賀ポートマーケット」のリニューアルオープンが該当する。歴史的な建造物である旧井波美術館では、地域の特性を活かしながら、次世代にむけた井波の新たな食文化の創造を行うことで、地域のにぎわいを創出するプロジェクトを推進し、食のにぎわい拠点となる飲食店舗を整備する予定であり、社会・文化的な価値向上に寄与することが期待される。「HOTEL THE KNOT YOKOHAMA」は横浜国際ビルの改装により、上述の「THE KNOT TOKYO Shinjuku」同様のコンセプトに基づいた「THE KNOT」シリーズとして、歴史的建造物の改装に伴い、文化資源の保全に加え、新たな経済価値の創出、そして地域との結び付きを意識した社会的な価値の創出に資することが期待される。「いちご よこすかポートマーケット」では三浦半島の食文化を体験可能な施設であり、地域の食文化の拠点としての社会・文化的な価値向上に資する施設と期待される。

③ 目標

本ファイナンスにおける目標は、以下の通りである。

表-12 目標・方針

KPI [ポジティブ] (資源効率・安全性、文化・伝統、経済収束)	目標年：毎年
経済・社会・文化的価値向上、長寿命化に資する取組の実施（同社グループ）	価値向上・長寿命化に資する取り組みの実施 【年次のモニタリング時に下記確認】 ・心築事業に該当する物件数 ・心築事業に該当する取り組み事例

同社のビジネスモデル上、物件取得の可否はその時々状況に依存するため、物件取得件数については予めの定量的な目標・予測を立てにくい指標である。そこで、同社の「経済・社会・文化的価値向上、長寿命化に資する取組の実施」の評価については、以下の2点で実施する。長寿命化による価値向上については、具体的な事例の母集団となる心築事業に該当する物件数を年次で確認することで評価を実施する。また、経済・

社会・文化的な価値向上については、地域への貢献を視野に、地域の文化・伝統を保全し、地域住民や経済に資する取り組み事例を個別に確認することで評価を実施する。

(4) 包括的で健全な経済（ポジティブ）

① KPI 設定の考え方

日本政府は、人材の活躍機会拡大に向けて、人口の半分を占める女性の活躍に係る目標設定を行ってきた。2003年には、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げたが、日本における女性の参画は、諸外国と比べ低い水準にとどまっている²。女性が企業における意思決定に関わっていることを示す指標として、管理職の女性比率が挙げられる。

今後も、同指標の改善に向けた企業の主体的な取り組みが求められることから、同社の本領域への取り組みを評価することを目的に、KPIとして、同社の各部署におけるチームリーダー以上の資格を有する女性社員の割合を表した「管理職の女性比率」を設定した。また、ライフスタイルの変化に応じた勤務形態の選択肢を提供し続けることにより、女性社員のエンゲージメント向上が期待されることから、併せて「産休後の女性社員復職率」もKPIとして設定する。

② KPI

同社は、事業の成功によりすべての人々に幸福をもたらすべく発展するため、人権尊重の精神で社業を運営することを人財ポリシーとして掲げている。

同社では、社員のライフスタイルの変化に応じ、育児休業制度、子の看護休暇制度、介護休業、介護休暇制度、短時間労働、時差出勤制度等、様々な勤務形態の選択肢を整備している。これらの制度を通じて産休明けの女性社員に対し、改めてキャリア形成の支援をするための環境づくりに向けた取り組みを実施している。また、コロナ禍以降、リモートワークも定着しつつあり、育児や介護と仕事の両立がしやすい環境の整備が進んでいる。

「管理職の女性比率」については、現状水準より高い水準の達成を企図し、グループ役職員男女比と同水準の4割を目標に設定している。

「産休後の女性社員復職率」については、ライフステージの変化に伴う育児等の生活スタイルの変化は、現状では相対的に女性への負担が大きく、キャリア形成への障壁となり得るとの同社の認識である。従って、過年度の取り組みにおいて既に目標値に達しているものの、今後も高い復職率を維持するための取り組みを進める予定であり、モニタリングを通じて本取組に対する活動を確認していく。

² 例えば、世界経済フォーラム（WEF）の「Global Gender Gap Report 2022」では、日本のジェンダーギャップ指数は146カ国中116位

表-13 過年度における KPI 状況

KPI [ポジティブ] (包括的で健全な経済)	2019年 2月期	2020年 2月期	2021年 2月期	2022年 2月期
管理職の女性比率（同社の直接雇用社員）	27.3%	24.3%	31.6%	34.4%
産休後の女性社員復職率（同社の直接雇用社員）	100%	100%	100%	100%

(出所) 同社ヒアリングより作成

③ 目標

④ 表-14 目標・方針

KPI [ポジティブ] (包括的で健全な経済)	目標年
管理職の女性比率（同社の直接雇用社員）	2025年：40%以上 (グループ役職員男女比と同割合)
産休後の女性社員復職率（同社の直接雇用社員）	毎年：100%

(5) 雇用（ネガティブ）

同社の2022年2月期の年間平均残業時間は10.7時間/月であり、日本全体の平均時間外労働時間の13.3時間/月（2021年度）よりも低い。また、同社は、年1回のストレスチェック実施、ハラスメント防止に関するガイドラインおよび安全衛生規定を定めており、ネガティブを抑制する取り組みが既に十分になされていることから、設定対象外とする。

(6) 土壌、生物多様性と生態系サービス（ネガティブ）

同社グループの心築事業では、物件取得時にエンジニアリングレポートにより土壌汚染、有害物質等がないことを確認している。また、クリーンエネルギー事業では環境アセスメントや近隣説明等を通じて法令遵守を徹底しており、ネガティブを抑制する取り組みが既に十分になされていることから、設定対象外とする。

(7) 廃棄物（ネガティブ）

同社では、廃棄物が大量に排出される建て壊しを伴うプロジェクトが数年に1件の頻度と稀である。また、産業廃棄物が排出する場合にも、関係法令に基づき適切に処理・対応している。ネガティブを抑制する取り組みが既に十分になされていることから、対象外とする。

(8) 住居、文化・伝統（ネガティブ）

同社では、建物のリノベーションに際して文化財の保全に最大限の配慮がされており、対象外とする。

(9) 健康・衛生（ネガティブ）

同社が保有する不動産においては、衛生面の配慮がなされていない物件はなく、ネガティブを抑制する取り組みが既に十分になされていることから、対象外とする。

2-3. JCR による評価

JCR は、本ファイナンスの KPI に基づくインパクトについて、PIF 原則に例示された評価基準に沿って以下のとおり確認した結果、多様性・有効性・効率性・追加性が期待されると評価している。当該 KPI は、上記のインパクト特定及びいちごのサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。

① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか

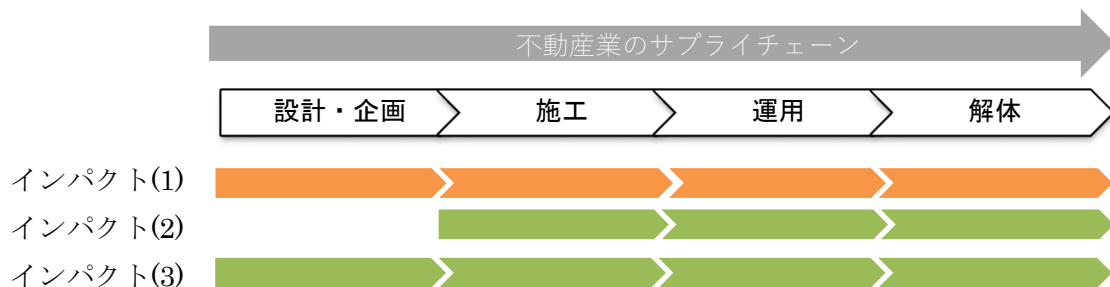
本ファイナンスは、いちごのサプライチェーン全体を通して、多様なポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

各KPIが示す「包括的な健全な経済」「経済収束」「資源効率・安全性」「文化・伝統」「気候」の5項目インパクトは、以下のとおりそれぞれ幅広いインパクト領域に亘っている。

- (1) 環境負荷の低減：「資源効率・安全性」「気候」に係るネガティブ・インパクト
- (2) 「心築事業」で取得した既存ストックの長寿命化：「経済収束」「資源効率・安全性」「文化・伝統」に係るポジティブ・インパクト
- (3) 多様な人材が活躍できる社会の実現：「包括的で健全な経済」に係るポジティブ・インパクト

また、サプライチェーンにおいても、下図の通りインパクトが期待される。

※サプライチェーンは、一般社団法人不動産協会の2021年4月『不動産業環境実行計画』を参照。



② 有効性：大きなインパクトがもたらされるか

本ファイナンスは、大きなポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

いちごは、不動産投資、不動産ファンド運営会社であり、事業活動を通じて社会的責任を果たすことを最大の目標としている。中核事業である心築の取り組みにより、省資源かつ持続可能性の高い「100年不動産」にチャレンジし、良質なストックの提供により地域活性にも貢献している。またクリーンエネルギー事業では、太陽光発電に加え、風力発

電、グリーンバイオマス発電等の新たな事業を推進している。

これらの活動の推進により、大きなインパクトをもたらすと考えられる。

③ 効率性：投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか

本ファイナンスは、効率的なポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

いちごは、長期VISION「いちご2030」に基づきサステナブルな社会の実現を目指している。その実現のために策定された「サステナビリティ方針」に基づきサステナビリティレポートやウェブサイト等でRE100へ加盟し2025年再生可能エネルギーへの100%切り替え等の目標を立てている。またグループ内のサステナビリティについての専門組織として、サステナビリティ会議があり、Reジェネレーション推進部主導のもと運営されている。

本ファイナンスの各KPIが示すインパクトは、いちごの特定したサステナブル方針に係るものであり、本ファイナンスの後押しによってインパクトの効率的な発現・抑制が期待される。

④ 倍率性：公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

各KPIが示すインパクトについて、本項目は評価対象外である。

⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされるか

本ファイナンスは、以下にリストアップしたとおり、SDGsの17目標及び169ターゲットのうち複数の目標・ターゲットに対して、追加的なインパクトが期待される。



目標 1：貧困をなくそう

ターゲット 1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害への暴露や脆弱性を軽減する。



目標 4：質の高い教育をみんなに

ターゲット 4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。



目標 5：ジェンダー平等を実現しよう

ターゲット 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。

目標 6：安全な水とトイレを世界中に



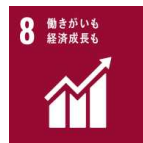
ターゲット 6.4 2030 年までに、全セクターにおいて水の利用効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 8：働きがいも 経済成長も

ターゲット 8.5 2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。



目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 11：住み続けられるまちづくりを

ターゲット 11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。

ターゲット 11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。



目標 12：つくる責任 つかう責任

ターゲット 12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

3. モニタリング方針の適切性評価

本ファイナンスでは、いちごにおいてポジティブ・インパクトの向上、ネガティブ・インパクトの改善が図られているかどうか、定量面・定性面でのモニタリングが実施されるとともに、確実な向上・改善を促すためのアドバイザリーレポートが同社に提示される。

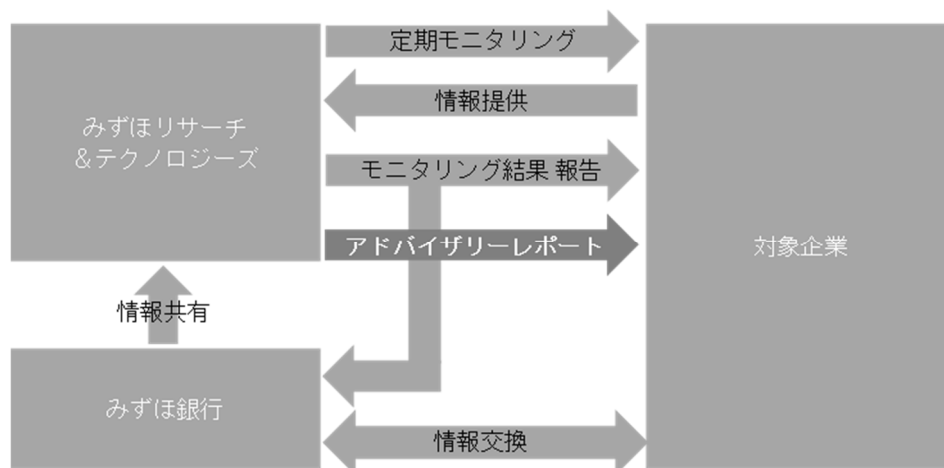


図-10 モニタリング体制

表-15 モニタリング実施内容

モニタリング実施主体	モニタリング実施内容
みずほリサーチ&テクノロジーズ	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 対象企業における KPI 設定事項及びサステナビリティに関連する事項について定期的にモニタリングする。 ➢ 定期モニタリングは年 1 回実施する。 ➢ 対象企業からの情報入手は、有価証券報告書、統合報告書、環境報告書、サステナビリティレポート等から行い、必要に応じて対象企業に対して情報提供依頼を行いサステナビリティに関連する情報を入手する。 ➢ モニタリング結果については、対象企業及びみずほ銀行に報告する。 ➢ モニタリング結果に加え、ポジティブ・インパクトの向上、ネガティブ・インパクトの改善に向けた対策について記載したアドバイザリーレポートを提供する。
みずほ銀行	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 通常業務において実施する対象企業とのミーティングにて、サステナビリティについての情報交換を実施する。 ➢ サステナビリティに影響を及ぼす内容が見受けられた場合には、みずほリサーチ&テクノロジーズに情報共有を行う。

モニタリングは、KPI として設定された事項について、年に一度実施される。有価証券報告書の提出等、会計報告のなされた翌四半期に実施される予定であるが、サステナビリティレポート等の公開が会計報告と異なるスケジュールである場合には、当該レポートが提出された翌四半期に実施される。なお、新たなサステナビリティに係る事象（特にネガティブ・インパクト）が発生した場合には、それらについてもモニタリングの対象とされる。また、

本ファイナンスの契約期間は 2033 年 2 月 28 日までであるが、契約期間中に目標年を迎える KPI は継続する目標の設定状況について、目標年が契約期間を超える KPI は目標達成に向けた進捗状況と契約期間後の対策について、それぞれモニタリングが実施される。

モニタリングは、公開されたレポートの最新版に基づき実施される。サステナビリティに係る状況の変化によって不明点が発生した場合や、KPI の著しい変動あるいは各種レポートへの記載が無くなる等の変更がなされた場合、開示資料に不明点があった場合等には、ヒアリング等によりいちごから〈みずほ〉に対して追加的な情報提供が行われる。

モニタリングと同時期に作成されるアドバイザリーレポートでは、モニタリング結果がいちごに報告されるとともに、サステナビリティの取り組み推進に資する以下の情報が同社に提供される。

- モニタリング結果
- サステナビリティに関連する政策動向
- サステナビリティに関連する企業動向
- 対象企業におけるサステナビリティ推進のための対策等のアドバイス

JCR は、以上のモニタリング方針について、本ファイナンスのインパクト特定及び KPI の内容に照らして適切であると評価している。

4. モデル・フレームワークの活用状況評価

JCR は上記 1～3 より、本ファイナンスにおいて、SDGs に係る三側面（環境・社会・経済）を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）が、十分に活用されていると評価している。

IV. PIF 原則に対する準拠性等について

JCR は、〈みずほ〉の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況、並びにいちごに対する PIF 商品組成について、以下のとおり確認した結果、PIF 原則における全ての要件に準拠していると評価している。また、本ファイナンスは「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であると評価している。

1. PIF 第 1 原則 定義

原則	JCR による確認結果
PIF は、ポジティブ・インパクト・ビジネスのための金融である。	本ファイナンスは、〈みずほ〉がいちごのポジティブ・インパクト・ビジネスを支援するために実施する PIF と位置付けられている。
PIF は、持続可能な開発の三側面（経済・環境・社会）に対する潜在的なネガティブ・インパクトが十分に特定、緩和され、一つ以上の側面でポジティブな貢献をもたらす。	本ファイナンスでは、経済・環境・社会の三側面に対するネガティブ・インパクトが特定、緩和され、ポジティブな成果が期待される。
PIF は、持続可能性の課題に対する包括的な評価により、SDGs における資金面の課題への直接的な対応策となる。	本ファイナンスは、SDGs との関連性が明確化されており、当該目標に直接的に貢献し得る対応策である。
PIF 原則は、全カテゴリーの金融商品及びそれらを支える事業活動に適用できるよう意図されている。	本ファイナンスは、みずほ銀行のいちごに対するローンである。
PIF 原則はセクター別ではない。	本ファイナンスでは、いちごの事業活動全体が分析されている。
PIF 原則は、持続可能性の課題における相互関連性を認識し、選ばれたセクターではなくグローバルなポジティブ及びネガティブ・インパクトの評価に基づいている。	本ファイナンスでは、各インパクトのポジティブ・ネガティブ両面が着目され、ネガティブな側面を持つ項目にはその改善を図る目標が、ポジティブな側面を持つ項目にはその最大化を図る目標が、それぞれ設定されている。

2. PIF 第2原則 フレームワーク

原則	JCR による確認結果
<p>PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。</p>	<p>〈みずほ〉は、ポジティブ・インパクトを特定しモニターするためのプロセス・方法・ツールを開発した。また、運営要領として詳細な規程を設けており、職員への周知徹底と評価の一貫性維持に有効な内容となっている。一方、今後案件数を重ねる中で、融資判断の参考となるポジティブ・インパクトの尺度につき具体的な基準を検討していくことで、PIF としてより効果的な融資を実行し得るものと考えられる。</p>
<p>事業主体は、ポジティブ・インパクトを特定するための一定のプロセス・基準・方法を設定すべきである。分析には、事業活動・プロジェクト・プログラムだけでなく、子会社等も含めるべきである。</p>	<p>〈みずほ〉は、モデル・フレームワークに沿って、ポジティブ・インパクトを特定するためのプロセス・基準・方法を設定しており、子会社等を含む事業活動全体を分析対象としている。</p>
<p>事業主体は、ポジティブ・インパクトの適格性を決定する前に、一定の ESG リスク管理を適用すべきである。</p>	<p>〈みずほ〉は、ポジティブ・インパクト分析に際し、UNEP FI から公表されているインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。</p>
<p>事業主体は、金融商品として有効な期間全体に亘り意図するインパクトの達成をモニターするための、プロセス・基準・方法を確立すべきである。</p>	<p>〈みずほ〉は、モニタリングのためのプロセス・基準・方法を確立している。</p>
<p>事業主体は、上記のプロセスを実行するため、必要なスキルを持ち、然るべき任務を与えられたスタッフを配置すべきである。</p>	<p>〈みずほ〉には、上記プロセスを実行するために必要なスキルを持つ担当部署・担当者が存在している。</p>
<p>事業主体は、上記プロセスの導入について、必要に応じてセカンド・オピニオンや第三者による保証を求めるべきである。</p>	<p>〈みずほ〉は今般、JCR にセカンド・オピニオンを依頼している。</p>
<p>事業主体は、プロセスを随時見直し、適宜更新すべきである。</p>	<p>〈みずほ〉は、社内規程によりプロセスを随時見直し、適宜更新している。本第三者意見に際し、JCR は 2022 年 7 月改定の社内規程を参照している。</p>

<p>ポジティブ・インパクト分析は、例えば商品・プロジェクト・顧客に関する研修や定期的なレビューの際、既存のプロセスと同時に行うことができる。ポジティブ・インパクト分析は、一般に広く認められた既存のツール・基準・イニシアティブがあれば、それらを有効に活用することができる（例えばプロジェクト・ファイナンスでは、赤道原則は一般に広く認められたリスク管理基準である）。</p>	<p>〈みずほ〉は、ポジティブ・インパクト分析に際し、参考となる基準等が明記された UNEP FI のインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。</p>
--	---

3. PIF 第 3 原則 透明性

原則	JCR による確認結果
<p>PIF を提供する事業主体（銀行・投資家等）は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポジティブ・インパクトとして資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体、その意図するポジティブ・インパクト（原則 1 に関連） ・適格性の決定やインパクトのモニター・検証のために整備するプロセス（原則 2 に関連） ・資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体が達成するインパクト（原則 4 に関連） 	<p>本ファイナンスでは、本第三者意見の取得・開示により透明性が確保されている。また、いちごは KPI として列挙された事項につき、いちご株式会社及びウェブサイト等で開示していく。当該事項につき、〈みずほ〉は定期的に達成状況を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことで、透明性を確保していく。</p>

4. PIF 第 4 原則 評価

原則	JCR による確認結果
<p>事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて評価されるべきである。</p>	<p>本ファイナンスでは、JCR によって、PIF 第 4 原則に掲げられた 5 要素（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）に基づく評価が行われている。</p>

5. インパクトファイナンスの基本的考え方

PIF TF の「インパクトファイナンスの基本的考え方」は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方を整理しているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないが、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージである。

- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
- 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
- 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
- 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

「インパクトファイナンスの基本的考え方」は、インパクトファイナンスを上記の 4 要素を満たすものとして定義しており、本ファイナンスは当該要素と整合的である。また、本ファイナンスにおけるインパクトの特定・評価・モニタリングのプロセスは、「インパクトファイナンスの基本的考え方」が示しているインパクトファイナンスの基本的流れ（特に企業の多様なインパクトを包括的に把握するもの）と整合的である。

V. 結論

以上より、JCR は、本ファイナンスが PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していること、また「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合していることを確認した。

(担当) 梶原 敦子・玉川 冬紀

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融（PIF）原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースが纏めた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、本 PIF がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、本 PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本 PIF における KPI の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

ポジティブ・インパクト金融原則

資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース

インパクトファイナンスの基本的考え方

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。



■本件に関するお問い合わせ先
情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル